

高石市教育委員会定例会会議録

(平成 30 年 6 月定例会)

開会及び閉会の年月日時

開 会	平成 30 年 6 月 20 日午後 3 時 15 分
閉 会	平成 30 年 6 月 20 日午後 3 時 55 分

会議に出席した者の職及び氏名

委 員	教 育 長 : 佐 野 慶 子 委 員 : 西 中 隆 委 員 : 西 村 陽 子 委 員 : 吉 村 文 一
事務局職員	教 育 部 長 : 細 越 浩 嗣 教 育 部 次 長 : 神 志 那 隆 教育部次長兼社会教育課長 : 杉 本 忠 史 教育部次長兼学校教育課長 : 吉 田 種 司 教 育 総 務 課 長 : 西 川 浩 二 学 校 教 育 課 参 事 : 松 田 訓 一 学 校 教 育 課 長 代 理 : 杉 谷 賢 太 郎 教 育 研 究 セ ン タ ー 所 長 : 菅 原 庸 晴 こ だ も 家 庭 課 長 代 理 : 湊 良 子 子 育 て 支 援 課 長 : 小 林 弘 典 社会教育課長代理兼青少年対策室長兼たかいし市民文化館長 : 石 田 俊 彦 公 民 館 長 : 松 井 勉 教 育 総 務 課 長 代 理 兼 係 長 : 上 田 麻 紀 教 育 総 務 課 主 事 : 井 川 秀 暢

議題及び議事の要旨及び議決事項

- ・ 議案第 1 号 平成 31 年度使用教科用図書採択に係る高石市立義務教育諸学校教科用図書選定委員会への諮問について

学校教育課長	<p>議案第1号、平成31年度使用教科用図書採択に係る高石市立義務教育諸学校教科用図書選定委員会への諮問について、提案理由をご説明申し上げます。</p> <p>本議案は、平成31年度から中学校で使用する特別の教科道徳の教科用図書の採択について、高石市立義務教育諸学校教科用図書選定委員会に対し、使用することをご承認いただくものである。大阪府教育委員会が示している平成31年度使用義務教育諸学校教科用図書採択の基本事項に教科用図書選定委員会運営要領がある。そこには、1市1採択地区の教育委員会は教科用図書選定委員会を設置すること、教科用図書選定委員会は教育委員会の諮問により教科用図書の調査及び研究を行い、その選定に関して教育委員会に意見を答申することとなっている。</p> <p>つきましては、高石市立義務教育諸学校教科用図書選定委員会に対し、諮問することをご承認いただきたい。</p>
採決	可決。

・議案第2号 平成30年度高石市学校評議員の委嘱について

<p>学校教育課長</p>	<p>議案第2号、平成30年度高石市学校評議員の委嘱について、提案理由を申し上げる。 高石市立小学校及び中学校の管理運営規則第3条の4並びに高石市学校評議員実施要綱において、小学校及び中学校に学校評議員を置き、学校運営の透明性を高めるとともに、学校が保護者・地域住民等の意向を把握し、その信頼に応え、家庭や地域と連携しながら開かれた学校づくりを推進していくことを目的とし、校長の推薦により教育委員会が委嘱している。 このたび、別添のとおり各小学校及び中学校の校長より推薦者名簿が提出されたため、ご承認いただきたい。 なお、任期については、委嘱した日からその日の属する会計年度の末日までである。</p>
<p>採決</p>	<p>可決。</p>

・報告第1号 高石市立義務教育諸学校教科用図書選定委員会委員の任命並びに委嘱について

<p>学校教育課長</p>	<p>報告第1号、高石市立義務教育諸学校教科用図書選定委員会委員の任命並びに委嘱についてご説明申し上げます。 平成31年度から中学校で使用する教科用図書、特別の教科道徳の採択に係る選定委員会委員の任命並びに委嘱については、5月定例会において教育長をして臨時代理する旨のご議決を賜ったため、平成30年5月25日付で任命並びに委嘱した旨、ご報告させていただく。委員会の候補者名簿については、別添のとおりである。 高石市立義務教育諸学校教科用図書選定委員会規則第3条の規定に基づき、別表のとおり6名の方を選定委員会の委員として任命並びに委嘱について教育長に臨時代理いただいた。 なお、任期は、翌年5月24日までである。</p>
<p>佐野教育長</p>	<p>承認する。</p>

・報告第2号 高石市社会教育委員の委嘱について

<p>社会教育課長</p>	<p>報告第2号、高石市社会教育委員の委嘱についてご報告させていただく。 本件については、去る5月30日に開催した高石市子ども会育成協議会総会において役員改選が行われ、高石市子ども会育成協議会会長に田代直博氏が平成30年5月31日付にて選任されたことに伴い、高石市社会教育委員の委嘱を行ったものである。 なお、任期については、平成31年3月31日までである。</p>
<p>佐野教育長</p>	<p>承認する。</p>

・報告第3号 市長からの意見聴取について

<p>教育総務課長</p>	<p>報告第3号、市長からの意見聴取についてご説明申し上げます。 平成30年第2回高石市議会定例会提出議案について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、市長から意見を求められた下記の3議案のうち教育委員会に係る部分について、高石市教育委員会通則第2条第3項に基づき、異議がないものとして教育長が臨時代理したのでその旨を報告する。 各議案の内容について、ご説明させていただく。</p>
---------------	---

	<p>1. 専決処分報告について(平成29年度高石市一般会計補正予算)について、19ページをごらんいただきたい。</p> <p>歳出の補正であるが、一番下の10. 教育費1. 教育総務費1. 教育委員会費25. 積立金の文化・スポーツ・国際交流振興基金積立金を96万円増額した。</p> <p>19ページから20ページにかけて、3. 教育指導費の奨学基金積立金を103万4,000円減額した。こちらは、18ページ、歳入の一番下の16. 寄附金1. 指定寄附金のふるさと寄附金を寄附者の意向に沿った目的基金へ積み立て、調整したものである。</p> <p>次に、2. 平成30年度高石市一般会計補正予算について、28ページをごらんいただきたい。</p> <p>一番下の3. 教育指導費8. 報償費以下、29ページにかけて、9. 旅費、11. 需用費、18. 備品購入費の総額で418万1,000円増額し、こちらは心のバリアフリー推進事業の経費である。</p> <p>次に、29ページが一番下の6. 保健体育費1. 保健体育総務費の18. 備品購入費を100万円増額した。先ほどの3. 教育指導費、1保健体育総務費のいずれもボッチャの備品購入経費である。</p> <p>なお、財源としては、27ページ、歳入の一番上の13. 国庫支出金3. 教育費委託金の心のバリアフリー推進事業委託金330万円、次の14. 府支出金5. 教育費委託金の道徳教育推進事業費委託金20万円を特定財源としている。</p> <p>最後に、3. 寄附金収受の報告について、30ページをごらんいただきたい。</p> <p>記載のとおり指定寄付をいただいた。</p>
西中委員	29ページの保健体育総務費の補正の100万円とボッチャの備品購入という話があったが、少し具体的に説明していただきたい。
社会教育課長	保健体育総務費の備品購入費100万円であるが、寄附金を活用させていただき、ボッチャ用具を一式、具体的にはボッチャのボールセットを12セット、ボールを自力で投げることが困難な方のために使用するランプを2セット、気軽にボッチャを楽しめるためや競技前のウォーミングアップ等、練習を簡単にできるための八角的を13セット購入する予定としている。
西中委員	購入後、どういうふうな形で使えるのかという広報活動はどのようにしていく予定か。
社会教育課長	今後、具体的な活用方法については、今年度においてスポーツ推進委員によるニュースポーツ体験会においてボッチャ体験会を2回程度開催する予定としている。ご質問のあった備品購入について、社会教育課の備品となるが、カモンたかいしに置き、各自治会や、小中学校などに貸し出しをさせていただきたいと考えており、広報等でお知らせしたいと思っている。
西中委員	ボッチャはパラリンピックの正式種目であるが、障害を受けている方への活用、ランプも2台ほど買う予定とのことであるが、そういうことを特に障害者施設の方とか、障害者の方を対象にPRすることは考えているのか。
社会教育課長	先日、ふれあいスポーツ大会でボッチャの体験会を実施しており、そこで体験された方も、例えば自分のところに用具がないので他に借りているということもお聞きし、購入したらお借りしたいというお話も聞いているので、広く活用させていただきたいと考えている。
西中委員	将来的に、障害者スポーツに力を入れていくという意向か。
社会教育課長	ボッチャは障害を持っている方も、健常者の方も、子供から高齢者の

	方まで誰もが楽しめる競技である。この魅力を気楽に触れられるような環境をつくり、誰もが体験できるような形で使用していただきたいと考えている。
吉村委員	用具を置いてくれるのはいいが、ちゃんとルールを教えてくれる指導者のような方はいるのか。講習会みたいなものはあるのか。貸し出し希望の方に説明していただけるのか。
学校教育課長	ボッチャ協会の事務局が大阪府立大学の羽曳野キャンパスにあり、その大学の教員の方と連絡を取り合っており、学校教育課で実施する心のバリアフリー推進事業においても、その先生に来ていただいてご指導いただくことも考えている。今後も我々事務局もボッチャ講習会等に参加し、ルール等をしっかりと我々自身が理解した上で、学校の教員に対しても研修会等も実施していきたいと思っている。
西中委員	今は特に指導者はいないのか。
社会教育課長	はい。
西中委員	府大から来ていただいているわけではないのか。
社会教育課長	現在、ボッチャの用具を購入する段階であり、今後府立大学のほうにもお願いし、いろいろ体験会等も実施していきたいと考えている。
西中委員	カモンたかいしに常設のコートはあるのか。
社会教育課長	2階の多目的ルームには、テープを張っているような形で常設はさせていただいている。 ふれあいスポーツ大会のときは、アリーナのほうに2面コートをつくらせていただき、そこで体験会をやっていた。
佐野教育長	承認する。

・報告第4号 教育委員会の後援等に関する報告について

各課長	後援承認したものについて説明。
佐野教育長	承認する。

・報告第5号 教育委員会関係諸行事等の報告について

各課長	平成30年6月20日から平成30年7月10日までの行事について説明。
佐野教育長	承認する。

・翌月度の主要行事について

各課長	平成30年6月20日から平成30年7月10日までの行事について説明。
佐野教育長	承認する。

・その他教育長が必要と認めた事項

学校教育課長	<p>今年度より実施を考えている高石市立小中学校で夏季休業中に学校閉庁日を設定したいと考えているため、ご説明させていただく。</p> <p>報道等もされているが、教職員の長時間労働については課題となっており、ワーク・ライフ・バランスの推進に向けて国や大阪府でもさまざまな検討が始められている。我々としても、教職員が心身ともに健康でよりよい教育活動を展開できることが子供たちのよりよい成長につながるとし、教職員の働き方改革について検討を進めているところである。</p> <p>その中で、今年度より原則として学校に日直等を置かず、対外的な業務を行わない日、いわゆる学校閉庁日を夏季休業中の2日間設けることにしたいと考えている。8月中旬の2日間、今年度については8月14日と15日とする。このお盆の期間は、例年学校への訪問者も極めて少ないこ</p>
--------	---

	<p>と、夏の省エネルギー対策等も期待できることを勘案し、この期間に設定を考えている。</p> <p>この2日間については、新たに教職員の休暇制度が創設されるものではないので、服務としては年次休暇や特別休暇、いわゆる夏季特別休暇等を教職員にこの2日間に充てるように呼びかけ、閉庁とする。次年度以降も8月15日を中心とする2日間での実施を予定しているが、今年度の実施状況や近隣の市町村の状況も踏まえ、今後の日数等については柔軟に対応していきたいと考えている。</p> <p>なお、緊急に学校と連絡をとる必要がある案件が発生した場合については、学校教育課にて緊急連絡等の対応をする。</p>
西中委員	<p>学校の閉庁ということになると、学校も鍵を閉め、完全に管理職も出勤しないと理解してよいか。</p>
学校教育課長	<p>管理職、日直は昨年度までは出勤が必要であったが、その必要をなくし、基本的に鍵を施錠する。14日、15日について、あおぞら児童会については開室日であるので、その対応は例年どおり行いたいと考えている。</p>
西中委員	<p>地域の行事等で、結局管理職が出勤せざるを得ない実態がある。そのあたりがなかなか悩ましい問題で、これは地域との関係があるのでなかなか完全に閉庁というのは難しいが、地域の理解を得て、できるだけ管理職も休めるようにしていただきたい。</p> <p>それからもう一つ、日数的に2日というのは非常に少ないように思うが、近隣と比べてどうか。</p>
学校教育課長	<p>完全に閉庁というところでは、やはりあおぞら児童会があるため、中学校については可能かと考えている。</p> <p>もう一つの質問であるが、近隣については3日、大阪府内全域では、主管課長会等に参加し情報交換している中では、3日間の市町村が多い。</p> <p>なお、5日という市もあるが、5日になると夏季特別休暇が5日間しかないため、全てその日数を充ててしまうことになるので、なかなかそこまでは難しいということで、今回は2日間ということで、今後については、今年状況も踏まえて検討していきたいと考えている。</p>
西中委員	<p>この間の部活はどうか。</p>
学校教育課長	<p>基本的には、部活動は中止ということで考えているが、14日、15日以降に中体連の全国大会の開催が予定されているので、そういう場合については、校長に申し出て特例として認めたいと考えている。</p>
西中委員	<p>特例はいたし方ないが、できるだけそういうものも認めないほうがよいと思う。特例を認めると、結局それがなし崩し的に実態としてはほとんど休めないということになるので、その辺、十分ご指導いただきたい。</p>
西村委員	<p>確認であるが、あおぞら児童会は通常どおりであるということ、いつもの土曜日と同じような感じということか。</p>
教育部次長	<p>あおぞら児童会については、この間は朝からやっている、もちろん保護者さんでお仕事をされている方もいるので、これまでの夏季の通常どおりの対応という形でさせていただきたい。</p>
西中委員	<p>2点ほど、一昨日の地震に関連して、たまたま昨日、東羽衣小学校の見守り隊の総会があり、その中で特に保護者からいろいろご意見が出た中で、特に通学途上の子供たちの指導について、それが非常に難しいということで、特に低学年、8時過ぎだったと思うが非常に通学していた子供たちが多かったということで心配しておられたということが一つ。</p> <p>それに関連していわゆる安全な通学路、話し合いにあったのが、特に</p>

	<p>ブロック塀について。結構校下にも多いわけであるが、学校の安全点検等も含めて、その辺の安全、施設の安全点検等は再度点検されたのかどうか。</p>
学校教育課長	<p>まず、今回のような登校中の地震の場合、教育委員会から出している地震対応マニュアルを学校用として、学校から保護者へ配布しており、登下校中であれば情報を見て自宅へ帰るまたは学校の近くまで来ていたら学校まで行っていただくという対応をするということで、ご家庭の中でここまで来たら学校、ここまでであれば自宅に戻るということをご家庭で決めていただく形をお願いしている。しかし、特に低学年の子供さんは、ああいう直下型の地震を体験したのは生まれて初めての経験で、おそらくパニックに陥ったり、びっくりして体が動かなくなるというような状況も発生したかもしれないので、今後、学校に対し、校長会で我々のほうから再度きっちりと指導をしてまいりたいというふうを考えている。</p> <p>次に、ブロック塀について、6月18日に発生した当日であるが、各学校においてブロック塀の存在の有無をまず確認した。その報告を受け、土木部とも連携し安全であるかどうかを現在調査中である。</p>
西中委員	<p>そのことも含めて、いわゆる安全な通学路の点検について、特に村中の細い道路を通ることが、安全な通学路に指定されているケースもあるので、その辺の再点検は再度指導されるという予定もされているのか。</p>
学校教育課長	<p>本日9時半から臨時校長会、10校の校長を集め、通学路の安全点検確認、ブロック塀等の存在する場所の確認をするように依頼したところである。学校内だけでなく、子供たちが主に通学に使う道路について確認を要請したところである。</p>
吉村委員	<p>これに関連し、地震・津波避難路に関しての逃げ方について、村中の狭い道は通らず、幹線道路を通るマニュアルがあるので、それとの整合性もあわせて、地震のときに児童生徒さんは速やかに、塀から離れるようにというマニュアルはあるみたいだが、広い道へ速やかに移動するか、その辺の地震の避難の防災のマニュアルと学校のマニュアルのすり合わせもしておいたほうがよいと感じたので、確認しておいていただきたい。</p>
学校教育課長	<p>今回、この地震が起こる前であるが、各学校から地震・津波のマニュアルの提出を再度受け、危機管理課に提出し、危機管理課で市の防災計画、それから高石市教育委員会が出している防災の地震対応マニュアル、これとの整合性をきっちりと確認した。おおむね外れている部分はないが、今回のこの経験を経て新たに改定するものがあれば、今後、必要に応じて検討していきたいと考えている。</p>
西村委員	<p>最近、この教育委員会の資料の配布についての問い合わせがあるとのことであるが、これを機会に資料の取り扱いについて、現状がどうなっているのか確認をさせていただきたい。</p>
教育部長	<p>教育委員会の資料については、現在配布はしていない。いわゆる傍聴者の閲覧で、閲覧後は回収している。これについては、そもそも傍聴に来ていただいた方に資料もなく聞いていただくだけでは話の内容がわからないということで、傍聴者に資料を見ていただくために始めたことで、会議が終わってからそのまま持って帰っていただくことはなかなか難しい。</p> <p>その理由について、教育委員会のいろんな内容の中には、例えば仮に持って帰っていただいたら公開をするよりも先に公開してしまうという形がある。例えば、全国学力・学習状況調査の公表についてという議案を諮り、議決いただいたらそれは公表であるが、公表はその後日にな</p>

	<p>る。その日に持って帰っていただくと公表日より先にその人は公開されてしまうことになるので、それはちょっといかがなものかと考えている。</p> <p>また、近隣市の教育委員会の資料についても調べたところ、3市1町であるが、和泉市はいろいろな資料の中で持って帰っていただけるものに対しては持って帰っていただく、泉大津市や忠岡町は本市と同じで資料については回収、あるいは忠岡町については次第のみで資料も傍聴者には閲覧していない。</p> <p>それから市の中のいろいろな各会議とか委員会についても、例えば学校教育課が行っているいじめ対策防止推進委員会については、会議で渡す資料は既に国の動きなど公開されているものを委員の方に考えていただくために資料として渡している。これについては傍聴に来ていただいた方も、既に公開しているものであるから持って帰っていただいているが、そのような考え方でいくと、教育委員会の会議の中のものをすぐに配布して持って帰っていただくことはなかなか難しい。また、会議終了後、行政資料コーナーで公開をしているので、必要な場合は複写していただくという対応で考えていきたい。</p>
西村委員	<p>今のご説明であると、いろいろな性質の資料があり、議題で、またそれから修正されるものもあるため、きちんと公表の手續を踏まないといけないため、なかなか慎重に考えないといけないと思う。</p>
西中委員	<p>資料について、後でコピーはできるのか。</p>
教育部長	<p>可能である。</p>
西中委員	<p>議事録についてもホームページで公開している。極めて透明性が高いので、その資料をここで即欲しいというのはどういうことか。ちょっと私はその辺はわかりかねるが、いろんな手段で取得できるわけであるので、傍聴してご理解をいただければそれでいいのではないかと思います。必要な場合はそれを必要な手續で取得していただきたい。</p>
佐野教育長	<p>これで閉会とする。</p>